

報道発表資料の配付日時 2月 21日 (水) 10時00分

発表項目 (行事名)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)」に係る道民意見募集手続(パブリックコメント)の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、令和3年(2021年)6月に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を受け、市町村の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準の北海道の(素案)を取りまとめましたので、この基準に対する道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施することをお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 意見募集期間 令和6年(2024年)2月21日(水)～令和6年(2024年)3月22日(金)</p> <p>2 資料の閲覧・入手方法</p> <p>(1) 北海道のホームページ (北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/176830.html</p> <p>(2) 以下の場所での閲覧及び配付</p> <p>ア 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課 (道庁本庁舎8階)</p> <p>イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)</p> <p>ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー</p> <p>3 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課(ゼロカーボン推進係)宛に提出。</p> <p>※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	<p>○ 添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 道民意見提出手続の意見募集要領 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に係る素案(概要版) <p>※ 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)は大冊になりますので、ご希望される方は、下記担当までご連絡ください。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	多くの道民の皆様から御意見をいただきたいため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課 (担当者: 課長補佐 尾原) TEL ダイヤルイン 011-206-7956 内線 26-406 公用スマホ 45312		
-------------	--	--	--

- 1 計画等の案の名称
地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準(素案)
 - (2) 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に係る素案(概要版)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課ホームページ)への掲載(URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/176830.html>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配布
 - ア 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課(道庁本庁舎8階)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和6年(2024年)2月21日(水)～令和6年(2024年)3月22日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
(ゼロカーボン推進係)宛
 - (2) ファクシミリ 011-232-1041
 - (3) 電子メール kikou.kikaku@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年(2024年)5月をめどに「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

経済部ゼロカーボン推進局

ゼロカーボン戦略課(ゼロカーボン推進係)

電話 : 011-206-7956

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に係る 素案（概要版）

1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「法」という。）が改正され、令和4年（2022年）4月から、都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市については、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する事項に加え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これら以外の市町村についても、同様に施策に関する事項やその実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

あわせて、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。

また、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって遵守すべき国の基準に上乘せ・横出しする基準（都道府県基準）を定めることができるとされた（法第21条第6項及び第7項）ことから、道では、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域の再生可能エネルギーの導入を促すとともに、市町村が適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとして、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら促進区域を設定し、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が推進されるよう、促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

2 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

- (1) 再生可能エネルギー発電施設
 - ・ 太陽光発電施設
 - ・ 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）
 - ・ 中小水力発電施設（出力が30,000kW未満のものに限る）
 - ・ 地熱発電施設（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
 - ・ バイオマス発電施設
- (2) 再生可能エネルギー熱供給施設
 - ・ 太陽熱供給施設
 - ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
 - ・ 地熱供給施設
 - ・ バイオマス熱供給施設

3 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・ 太陽光発電施設のうち、最大発電量が10kW未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

4 基本的な考え方

北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、次の考え方を基本に基準を策定した。

- 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全
- 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全
- 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

5 基準の概要（地域脱炭素化促進施設の種類に応じて設定、太陽光発電施設を例示）

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」を定める。

区域名		
砂防指定地	地すべり防止区域	ぼた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害（特別）警戒区域	災害危険区域
保安林	保安林予定森林	地域森林計画対象森林
河川区域	国指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）	道指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）
生息地等保護区（法）	生息地等保護区（条例）	保護林
IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）（市街地を除く）	植生自然度10の区域	道自然環境保全地域
学術自然保護地区	ラムサール条約湿地	世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園の特別地域
北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然景観保護地区	環境緑地保護地区
要措置区域	世界文化遺産	国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	北海道指定有形文化財	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）
市街化調整区域	農用地区域内農地	甲種農地
海岸保全区域		

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」を定める。

環境配慮事項	収集すべき情報
水の濁り	水資源保全地域、水道原水取水地点、公共用水域の水質測定結果、さけますふ化場・養殖場
騒音	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
地形・地質	重要な地形・地質の状況
土地の安定性	土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、河川保全区域、河川予定地、道路区域、漁港区域、一般公共海岸区域、
反射光	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
動物	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、緑の回廊、保護水面、資源保護水面、重要湿地、動物の分布状況、KBA、IBAの市街地、マリーンIBA、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
植物	保護水面、資源保護水面、特定植物群落、植生自然度8・9の区域、巨樹・巨木林、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
生態系	重要湿地、重要里地里山、重要海域、北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原、自然再生の対象となる区域、緑の回廊、KBA、植生自然度8・9の区域
眺望景観	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、北海道立自然公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、ジオパーク、長距離自然歩道、風致地区、景観計画区域、景観重要建造物、景観重要樹木、アイヌの人たちなどの(重要)文化的景観
触れ合いの場	長距離自然歩道、身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）、特別緑地保全地区
その他北海道が必要と判断	公園、下水道、都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）、国指定文化財（重要文化財を除く）、国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、北海道指定文化財（有形文化財を除く）、北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、記念保護樹木、形質変更時要届出区域、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域、第1種農地、漁業許可、（各種）漁業権、増殖河川、森林施業を実施・計画している区域、保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）